

12月定例会 その他の議案

補正予算

特別会計

◆国民健康保険特別会計
1932万円を追加
総額30億3088万円
(全員賛成で可決)

◆後期高齢者医療特別会計
10万円を減額
総額4億989万円
(全員賛成で可決)

◆公共下水道事業特別会計
1017万円を減額
総額11億3483万円
(全員賛成で可決)

◆水道事業会計
収益的支出 273万円を減額
総額6億219万円
(全員賛成で可決)

条例改正

◆須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(全員賛成で可決)

◆住民の代表者としての議会議員について、議会力向上を図るため、令和5年5月分から議員報酬を引き上げられます。

改正後の議員報酬月額

- ・議長 34万6千円 ↓ 37万9千円
- ・副議長 28万3千円 ↓ 31万円
- ・委員長 27万1千円 ↓ 29万7千円
- ・議員 26万4千円 ↓ 28万9千円

【須恵町特別職報酬等審議会の答申(一部抜粋)】※有識者6人で構成より優秀な人材を確保し、議員活動を保証する十分な額とする必要があることから、須恵町議会議員の報酬額の引き上げは妥当であると判断される。

◆特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、議員の期末手当について年間0・05月分の引き上げが行われます。

その他の採決結果

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正にともない、関連する9つの条例を一部改正し、1つの条例を廃止する。主な改正内容は、60歳に達した職員の給料を7割水準とする、4級の職務に「指導監」を追加、など。	全員賛成で可決
職員の高齢者部分休業に関する条例の制定 職員の定年引き上げをふまえ、加齢による諸事情などへ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として高齢者部分休業制度を導入する。休業の承認、休業取得中の給与の減額の取り扱いなどについて定める。	全員賛成で可決
須恵町職員の定年等に関する条例の一部改正 定年年齢、役職定年制、翌年度に60歳となる職員への情報提供・意思確認などについて定める。定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳となる。	全員賛成で可決
須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正 公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙公営に要する経費について限度額の引き上げを行う。 (選挙運動用自動車の借入れ 改正前15,800円/日→改正後16,100円/日 など)	全員賛成で可決
須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことにともない、町長・副町長・教育長の期末手当について、年間0.05月分の引き上げを行う。	全員賛成で可決
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことにともない、給料表の改定(水準を平均0.3%引き上げ)および勤労手当の支給月数を年間0.1月分引き上げる。	全員賛成で可決
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 昨今の自治体業務の多様化にともない、監査委員には、より一層の専門性の向上が求められている。そこで、その職務にふさわしい報酬額の見直しを行う。監査委員(識見を有する者) 改正前40万円/年→改正後50万円/年	全員賛成で可決

1 一般質問 ここが聞きたい!

○一般質問とは、議員が町長など執行機関に対し、町の行財政全般について疑問点をただし、報告や説明を求めることです。
○「問」については、議員が提出した要約文のとおり掲載しており、編集は行っていません。

環境

飼い主のいない猫との共生は

要望を確認していききたい

問

数年前より、町民から「自宅の周辺に猫のふんが散乱して大変困っている」といった相談が続いています。

無責任に野良猫にエサやりを行なっている人への対策はどうなっていますか。無責任なエサやりで近隣住民とのトラブルにならないように、猫と人の共生を目指して解決する地域猫活動に取り組んで

いる人たちの活動全般について伺います。

今後の新たな対策についてお尋ねします。

答 平山地域振興課長

令和元年に地域猫活動支援事業実施要綱ができて以降、飼い主のいない猫についての相談件数は、10行政区16件となっています。エサを与える人が特定できれば、職員が出向き、事情を説明し、エサを与えないようお願いいたします。それでも変化が見られない場合は、粕屋保健福祉事務所の職員と合同で指導を行ってまいります。

答 平松町長

まず、20行政区の現状を把握した上で、どういった要望があるか確認していききたいと思います。また、地域猫活動団体には、積極的に動いてもらうためには、こういった形が良いのか話し合いをして、問題解決のために必要であれば予算措置を行ってまいります。

※地域猫活動とは

ふん尿や鳴き声で困っている人、猫を助けた人など、飼い主のいない猫をめぐるさまざまな近隣トラブルを解決する方法のひとつ。地域住民の合意のもと、住民(活動グループ)が主体となつて、不妊・去勢手術や一定のルールに基づくエサやり、トイレの管理を行う。



男澤 一夫 議員

須恵町の地域猫活動団体は、登録団体が11団体、現

地域猫活動支援事業実施要綱はこちら

